

算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、一般会計および他の5特別会計の実質収支が黒字決算となったことから算定されません。

(1)実質公債費比率

前年度と比較すると0.4%改善しています。改善の主な要因は起債元利償還金の額が増加したものの、普通交付税の交付額が増加したことによるものです。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が必要となることから、さらに改善することを目指しています。

(2)将来負担比率

前年度の54.3%と比較すると、21.0%改善し33.3%となりました。早期健全化基準は350%であるため、「安全ライン」にあると言えます。改善の主な要因は地方債現在高および公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものです。令和3年度の借入金の額は、令和2年度と比較すると2億1,067万円増の9億2,690万円となっており、借入金残高については令和2年度末で82億9,172万円あったものが、令和3年度末では81億8,163万円と1億1,009万円減少しました。その借入金には過疎債^{※1}や合併特例債^{※2}といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、令和2年度の82億4,512万円より5,487万円減の81億9,025万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、令和3年度決算時で約13億円であり、単年度の標準財政規模^{※3}約48億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併特例債や合併前は追分町、合併後は追分・早来地区（全町）での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響していくことから、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを検討していく必要があります。

※1 過疎債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。

※2 合併特例債

市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では令和7年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。

※3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しています。

問合せ 政策推進課財政グループ ☎ 2751

早期健全化基準

基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。

財政再生基準

基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

経営健全化基準

基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。安平町の場合、20%以上となるとこれに該当することとなります。